

平成18年3月29日  
周南社協規程第67号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
公益事業管理運営規程

社会福祉法人周南市社会福祉協議会公益事業管理運営規程（周南社協規程第35号）の全部を改正する。

改正 平成25年4月26日

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9章に規定する公益事業として、本会が周南市鹿野高齢者生産活動センター設置条例に基づき周南市から指定管理者の指定を受けて行う鹿野高齢者生産活動センター（以下「高齢者センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（名称および位置）

第2条 高齢者センターの名称および位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 周南市鹿野高齢者生産活動センター
- (2) 位置 周南市大字鹿野中734の4番地

（職員）

第3条 高齢者センターに所長をはじめ職員を置く。

2 所長は、上司の命を受け、事業全体の業務を掌理し、職員及び参加者を指揮監督し、事業の推進を図るものとする。

3 職員は、所長の命を受け所掌の業務に従事する。

（運営会議）

第4条 高齢者センターの経営を総合的に協議し、安定的経営に資するため、次に掲げる者によって構成する運営会議を設置する。

- (1) 本会副会長
- (2) 鹿野地区社会福祉協議会副会長
- (3) 鹿野支部長
- (4) 担当職員
- (5) 高齢者センター参加者代表

一部改正 平成25年4月26日

（参加対象者及び定数）

第5条 高齢者センターの参加者は、男女を問わず健康で生産活動・野外活動が出来る、概ね60歳以上の者とし、定数は50人以内とする。

（活動部門の構成）

第6条 高齢者センターの活動部門は、次に掲げる部門をもって構成する。

- (1) 農林産物加工部門

- (2) 竹・わら細工部門
  - (3) 花卉花木栽培部門
  - (4) 和紙生産部門
  - (5) 外注部門
- (活動時間等)

第7条 高齢者センターの活動時間等は次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後4時まで（昼食休憩1時間）
  - (2) 参加者は、外出及び早退のときは、担当職員又は事務所に届けること。
- (経費の支弁)

第8条 高齢者センターの生産活動に要する経費の支弁は次のとおりとする。

- (1) 管理費以外の原材料費、燃料費、資材費、販売経費、小作料、修繕費、機械購入費、福利厚生費等は、事業による売上金（以下「売上金」という。）から支出する。
  - (2) 管理費の他、事業による光熱水費等は、周南市と協議の上、決定し支払う。
- (積立金)

第9条 前条に掲げる経費に充てるため、運営会議に諮り、事業による売上金の一部を積み立てることができる。

2 決算により、配分金の水準が前年度より著しく下回る場合、その他特別の事情がある場合は、運営会議に諮り、積立金を崩しそれに補填することができる。

(配分金)

第10条 高齢者センターの収益金(売上金から第8条及び第9条第1項の額を控除した額)は、全額を参加者に配分する。

(福利厚生等)

第11条 高齢者センターの参加者の健康増進、教養の向上等、福祉の増進を総合的に推進するため、次の事項を行う。

- (1) 健康相談の実施
- (2) 傷害保険への加入
- (3) 体験学習の受入
- (4) 研修・慰安事業の実施

(その他)

第12条 事業の運営にあたっては、地場商品の消費拡大を考慮しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則（平成18年3月29日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人周南市社会福祉協議会鹿野高齢者生産活動センター経営細則（周南社協細則第6号）は廃止する。

附 則（平成25年4月26日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。